

犯罪被害者等支援に係る地方財政措置

道府県に対する普通交付税措置

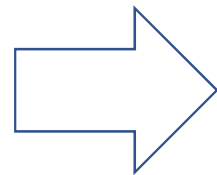
包括算定経費のうち「共生社会推進費」の一部

【「犯罪被害者対策の企画・立案や相談業務」に要する経費】

- 各種連絡会議の活用、地方団体職員向け研修の実施、犯罪被害者等の視点に立った施策が推進されるための体制整備
- 総合的対応窓口の充実や支援ハンドブックの作成・活用、民間被害者支援団体の活用
- 地域における犯罪被害者等支援の機運の醸成、各種支援制度の周知を図るための広報啓発

(共生社会推進費の場合)

包括算定経費の測定単位 = 人口



令和5年度 標準団体 (人口170万人規模)

「共生社会推進費 600万円」が算入